

Title	三田哲学会規約 奥付
Sub Title	
Author	
Publisher	三田哲學會
Publication year	1960
Jtitle	哲學 No.38 (1960. 11)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000038-0333">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000038-0333</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 三田哲学会規約

- 第一条 本会は三田哲学会と称し慶応義塾大学文学部哲学  
科関係者及び本会の趣旨に賛同する者を以て組織する
- 第二条 本会は広義の哲学の研究普及を計りこの目的を達  
成するために左の事業を行う
- 一 会員の研究助成
  - 二 会員の研究発表
  - (イ) 機関誌「哲学」の発行
  - (ロ) 研究会の開催
- 第三条 その他本会の目的達成に必要な事業
- 第三条 本会に左の機関を設ける
- 委員会
- (イ) 委員会は慶応義塾大学文学部哲学科教授 助教授  
及びその推薦による者を以て組織する
  - (ロ) 委員会は委員の中から会長 会計監督 編集委員  
を互選する 役員の任期は二カ年とする
  - (ハ) 委員会は会員の中から幹事若干名を委嘱する
- 第四条 本会の事務所は慶応義塾大学文学部哲学科研究室  
内におく
- 第五条 本会の趣旨に賛同し所定の会費を負担する者は会  
員となることができる
- 第六条 本会の経費は会費及び寄附金補助金を以てこれ  
にあてる
- 第七条 会員は機関誌「哲学」の配布をうけ研究会に出席  
することができる
- 第八条 規約の変更及びその他重要事項の決定はすべて委  
員会の決議による
- 附則 本会の会費は当分の間年額五百円とする

昭和三十五年十一月二十五日 印刷  
昭和三十五年十一月三十日 発行

定価五〇〇円

## 哲 学

第三十八集

編集者

三 田 哲 学 会

右代表者

橋 本 孝

印刷者

合名会社 大川印刷所

電話(五)七九二・三三二六番

工場 横浜市南区永田町一、一七八番地

電話(三)七〇四五番

編 集 所 東京都港区三田 慶応義塾大学内  
発 行 所 三 田 哲 学 会

電話(五)五一八一番(代表)  
振替東京七八六三番